

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年6月3日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 吉川 直友

1 契約の概要

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)に係る封筒の購入
- (2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)に係る送付物の封入封緘作業等業務委託
- (3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)に係る携帯電話レンタル
- (4) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)システム構築等業務委託
- (5) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)コールセンター運営業務等委託

2 履行(納品)場所

- (1) こども青少年局こども家庭課、株式会社アイネス、東京ソフト株式会社
- (2) 株式会社アイネス
- (3) こども青少年局こども家庭課
- (4) 日本電気株式会社
- (5) 東京ソフト株式会社

3 契約日

- (1) 令和3年6月4日
- (2) 令和3年6月4日
- (3) 令和3年6月23日
- (4) 令和3年6月11日
- (5) 令和3年6月14日

4 履行日又は履行期間

- (1) 令和3年6月4日から6月18日
- (2) 令和3年6月4日から2月28日
- (3) 令和3年7月1日から10月31日
- (4) 令和3年6月1日から令和4年3月31日

(5) 令和3年6月14日から令和4年3月31日

5 契約金額

- (1) 484,000 円
- (2) 7,760,500 円 (概算契約)
- (3) 652,080 円
- (4) 20,490,140 円
- (5) 15,391,200 円

6 契約の相手方 (名称及び所在)

- (1) 株式会社デザイン印刷長島
横浜市西区伊勢町2-91
- (2) 株式会社アイネス
東京都中央区晴海3-10-1
- (3) 株式会社ミナト事務器
横浜市南区中里1-9-27
- (4) 日本電気株式会社 神奈川支社
横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズタワーC
- (5) 東京ソフト株式会社
東京都品川区南品川2-2-7

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

ひとり親世帯以外に対する給付金の支給を非常に短い期間で実行しなければならず、通常の契約手続きを実施する暇がなく、至急の事務においても適正かつ正確な業務を遂行するために、既に本市で同様の業務実績のある事業者と緊急契約を結ばざるを得なかったため。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) 株式会社デザイン印刷長島

本給付金の支給に向けて、申請者に対し給付金の案内や申請書類を大量に送付すること等から必要となる大量の封筒を、支給に向けての準備期間に限りがある中、至急確保する必要があります。過去に本市で封筒作成業務の実績があり、今回の業務においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる当該事業者を選定しました。

- (2) 株式会社アイネス

契約相手方は、健康福祉局福祉保健課が所管する「福祉保健システム帳票作成業務委託」の受託事業者であり、児童手当に関する帳票類の作成・発送を経常業務として行っています。給付金支給まで暇がない中、日頃から児童手当受給世帯宛の送付物の封入封緘・発送作業、及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の封入封緘作業にも携わった経験があり、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる当該事業者を選定しました。

(3) 株式会社ミナト事務器

契約相手方は、新型コロナウイルス感染症の影響による各区の連絡調整用として本市での携帯電話のレンタル実績があります。また、給付金の申請開始まで暇がない中、携帯電話にて局と区の連携を取れる体制を至急構築する必要があること及び、上記の業務実績等により迅速な携帯電話の配備が可能なことから、過去に本市での携帯電話レンタルの実績があり、今回の業務においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる当該事業者を選定しました。

(4) 日本電気株式会社 神奈川支社

契約相手方は、昨年度の「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る要件定義委託」の受託者であり、福祉保健システムの開発者です。当該業者以外のものから役務調達をした場合、委託業者は本委託内容だけでなくシステム化されている箇所を含む業務知識やシステム全体の既存資産・関連性を理解した上で作業を行う必要があります、大幅な時間的損失と費用の増大及び知識の欠如による将来的な開発・改修の際に、不測のシステム障害へのリスクを高めるものとなります。

上記理由により、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる当該事業者を選定しました。

(5) 東京ソフト株式会社

契約相手方は、こども青少年局こども家庭課が所管する「児童手当業務等委託」の受託事業者であり、かつ昨年度の「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター業務」の受託者です。

給付金の支給及び申請書の受付開始まで緊急を要する中、昨年度に引き続き事務処理センター及びコールセンターを設置し、対応窓口を至急用意する必要があったことから、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる当該事業者を選定しました。

9 所管課

こども青少年局こども家庭課